

鳥取縣公報

選舉管理委員會告示

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第三十一號

昭和二十六年四月三十日執行の鳥取縣知事選挙において、當選した者の住所及び氏名は次の通りである。

昭和二十六年五月四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

住所 烏取市市場一五一番地

氏名 西尾愛治

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第三十二號

昭和二十六年四月三十日執行の鳥取縣議會議員選挙において、當選した者の住所及び氏名は次の通りである。

昭和二十六年五月四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

昭和二十六年五月四日 金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

鳥取市選挙区

住 所

鳥取市江崎町三八番地

氏名

仲市実

所

鳥取市立川四丁目一二八番地

氏名

井上安榮

住 所

鳥取市川端四丁目二九番地

氏名

山田芳藏

住 所

鳥取市二階町一丁目二〇番地

氏名

山家一太郎

住 所

米子市選挙区

氏名

長谷川利隆

住 所

米子市道笑町一丁目三番地

氏名

土谷榮一

住 所

米子市加茂町一丁目三三番地

氏名

森本繁藏

住 所

米子市角盤町三丁目二七番地

氏名

柳谷保一

岩美郡選挙区

住 所

岩美郡大岩村大字六一七番地

氏名

前田玄一

00766

二

岩美郡宇倍野村大字宮ノ下二番地 岩美郡岩井町大字宇治六五八番地

小谷 麟祐 久雄

八頭郡選舉区

住

所

氏名

住

所

氏名

八頭郡用瀬町大字別府一七八番地 八頭郡若櫻町大字若櫻二八八番地

谷本 正男 木島 公之

東伯郡中北條村大字志津二〇六番地 東伯郡赤崎町大字新町三丁目一八〇

小林 正隆 竹の家啓三郎

八頭郡智頭町大字野原二四番地 八頭郡若櫻町大字若櫻三二一番地

古谷忠次郎 山野 豊美

東伯郡上中山村大字羽田井一五五番地 東伯郡倉吉町大字西仲町二六四六番地

齋尾 嘉久 林原 嘉武

八頭郡智郡町大字中田八七番地

建部 邦雄

東伯郡北谷村大字志津二〇六番地 東伯郡倉吉町大字新町三丁目一八〇

大丸 義男

八頭郡選舉区 氣高郡選舉区

住

所

氏名

住

所

氏名

氣高郡明治村大字上原二〇〇番地 氣高郡末恒村大字内海三三番地

加藤 定治 三橋 誠

西伯郡大和村大字横枕三五二番地 氣高郡青谷町大字青谷三五九二番地

近藤 傳一 久野健太郎

西伯郡大高村大字尾高一、三七〇番地

山上 瞭鏡

西伯郡淀江町大字西原三七七番地

田口 源藏

西伯郡大山村大字平二九四番地

杉谷 正雄

西伯郡法勝寺村大字道河内一五四番地

松本 利治

西伯郡御來屋町八二九番地

角田健太郎

西伯郡和田村九〇三番地

大西 節夫

西伯郡餘子村大字竹内一〇一〇番地

竹中 荣

東伯郡選舉区

住

所

氏名

日野郡手間村大字天万九八一番地 日野郡選舉区

宇田 洋

日野郡溝口町大字溝口六二五番地 日野郡日野上村大字宮内三四一一番地 日野郡日野村大字境場三五七番地

秋鹿 惠重 入澤 仁 佐々木顯一

00757

00769

鳥取縣公報

告示

昭和二十六年五月四日
号外 金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

◆鳥取縣告示第二百十九號

兒童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号、第三十五條第一項による兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十六年五月四日

施設種名	經營主体	施設の名称	施設の長氏名	施設の所在地	定員	認可年月日
保育所	宗教法人覺善寺	大養保育園	千石皓教	東伯郡舍人村大字方地九九三番地	五〇	昭和二十六年三月二十日

◆鳥取縣告示第二百二十號

度量衡法施行細則（明治四十二年農商務省令第二十八号）第四十八條の規定により東伯郡の度量衡器計量器第一種取締を次のように執行する。

昭和二十六年五月四日

鳥取縣知事 西尾愛治
日時：昭和二十六年五月四日
区域：鳥取縣
場所：鳥取縣知事室

鳥取縣公報 每週火曜日發行（休日ニ當ル）

昭和二十六年五月四日 号外

（昭和四年四月十五日）一
第三種郵便物認可

00770

鳥取縣公報 号 外 昭和二十六年五月四日 (第三種郵便物認可) 二

五月 七日	午前九時から午後三時まで	東伯郡泊村	泊村特設度量衡検査場
八日	午前九時から午前十二時まで	橋津村	橋津村
"	午後一時から午後四時まで	"	宇野村
九日	午前九時から午後三時まで	"	宇野村 "
"	"	"	淺津村
十日	"	"	長瀬村
"	"	"	中北條村
十一日	"	"	中北條村 "
"	"	"	上北條村
十二日	"	"	上北條村 "
"	"	"	下北條村
十四日	"	"	下北條村 "

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第三十三號

昭和二十六年五月四日外鳥取縣公報・鳥取縣選舉管理委員會告示第三十二號中次の通り訂正する。

昭和二十六年五月四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

東伯郡倉吉町大字新町三丁目一八〇番地

竹の家啓三郎を

東伯郡倉吉町大字新町三丁目一、〇八〇番地

竹の家啓三郎に

氣高郡青谷町大字青谷三五九二番地

久野健太郎を

記

氣高郡青谷町大字青谷四三四四番地
訂正する。

誤

正

誤

正

久野健太郎に

昭和二十六年五月四日鳥取縣公報号外鳥取縣選舉管理委員會告示第三十二號中誤植があるので次のように訂正する。
正

頁 段 行

誤

正

一 下 一 五 大字六一七番地

大字大谷六一七番地